

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会

平成 18 年 7 月 31 日（月）

農林水産省

平成 18 年 7 月 31 日 (月)

於・農林水産省講堂

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会

農林水産省

## 目 次

1. 開 会 .....	1
1. 総合食料局長あいさつ .....	1
1. 議 題	
(1) 新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について …	2
(2) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について .....	28
1. その他 .....	41
1. 閉 会 .....	43



## 開 会

○吉井需給調整対策室長 予定の時間が参りましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、大木委員、吉水委員が所用により御欠席とのことでございます。

結果、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立をしております。

それでは、この後の議事進行につきましては八木部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○八木部会長 委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」及び「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」について御審議をいただいた後、「18年産米の政府米の買入れ方式」及び「18年産米の現時点における生育状況」についての報告をいただくこととしております。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとなっております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 総合食料局長あいさつ

○八木部会長 それでは、まず開会に際しまして、岡島総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

○岡島総合食料局長 食糧部会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、御出席の委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題につきましては、ただいま八木部会長から御紹介のあったとおりでございますけれども、まず「新たな需給調整システムへの移行に向けた検証」に関してでございますが、本年2月以降、検証検討会及び本食糧部会において御審議をいただき、前回の食糧部会におきまして、国の支援措置の詳細を除いては、検証結果の整理について一定の区切りをつけていただいたところでございます。

その後、19年度からの支援措置の詳細のあり方について関係方面と調整して、去る7月21日に「経営所得安定対策等実施要綱」として省議決定したところでございます。後ほど、御説明いたしますように、この実施要綱の中に、この支援措置の詳細と前回までの検証の議論の集約状況を踏まえて、19年産以降の新たな需給調整システムへ移行することについても盛り込んでいるところでございます。

本日は、支援措置の詳細の具体的な内容、午前中に行われました検証検討会の結果を中心に説明させていただき、新たな需給調整システムへの移行に関する検証結果について、食糧部会としての取りまとめをお願いしたいと考えております。

次に、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきましては、食糧法の規定に基づきまして毎年7月に策定し、11月と3月に見直すこととなっております。今回の基本指針では、米の消費・生産・需給などに関する動向分析のほか、本年6月末の政府及び民間流通における米在庫量の速報値及びそれを踏まえた需給見通しなどをお示しいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上のほか、「18年産米の政府米の買入れ方式」及び「18年産米の現時点における生育状況」につきまして、後ほど、要点を御報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。以上、簡単ではございますが、私のあいさつといたします。

○八木部会長 どうもありがとうございました。

## 議 題

### (1) 新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について

○八木部会長 それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

本日の具体的な進め方についてでございますが、まず、「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」について、事務局から資料の説明をさせていただき、委員の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

次に、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」の策定案について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様からの御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。

その後、「18年産米の政府米の買入れ方式」及び「18年産米の現時点における生育状況」の報告を事務局からさせていただくこととしております。

以上が本日の予定であります。限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員の皆様及び事務局におかれましては、円滑な進行に御協力をいただき、全体としては15時30分ごろまでには終了するという予定で進めたいと思います。

それでは、早速ですが、「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」についての議論に入りたいと思います。

新たな需給調整システムへの移行の検証については、先ほどありましたように、本日午前第5回の検証検討会が開催されております。

新たな需給調整システムへの移行の検証に関する議論については、前回の6月の食糧部会において、国の支援策の詳細を除いては一定の集約を行ったところでございます。

本日は事務局から、関係方面との調整を経た平成19年度からの国の支援策の詳細について説明を受けることとしており、これを含めて、検証に関する資料について事務局の説明を受け、その後に検証検討会の座長である生源寺委員から、今回の検証の取りまとめ結果について御発言いただければと思います。

それでは、事務局の方から、資料についての説明をお願いします。

○高橋計画課長 計画課長です。

それでは、お手元の資料に即して、まず検証の関係の説明をさせていただきます。

資料1-1という横長の資料がお手元にあるかと思いますが、タイトルが「移行に関する検証結果の整理（案）」となっております。こちらを本日、食糧部会でお取りまとめをお願いしたい案としてお示しをしております。

1枚めくっていただきますと、論点が①、②と並んでおりますが、この資料の整理は、前回6月29日の食糧部会においてお示したものと同一形になっておりまして、論点①から、ちょっとめくっていただいて論点⑥までは、記述は全く同じでございます。前回の食糧部会でも、そこまで一応の区切りをつけていただいて、論点⑦については、補足的に、また本日

御説明するとさせていただきましたので、論点⑥までの説明は、本日は省略をさせていただきます。

4 ページ目の論点⑦ですが、国、地方公共団体の役割でございます。真ん中の欄ですけれども、新しいシステムの下での国や行政の関与。これは、前回も同様の記述がございましたが、この部分の2行目から3行目にかけて、「国、地方公共団体は、引き続き、食糧法に規定された役割を發揮し」と。前回、食糧法の規定についての御指摘もございましたが、そういった文言を一つ追加しております。

それから、その次の国の支援措置。ここは、前は「関係方面との調整をして、19 年度予算の概算要求までに決定する」とだけ書いてございました。そういった調整を終えた形になっております。

一つ目のポツは、若干これまでの経緯を書いてございます。これまでも産地づくり対策、あるいは、いわゆる稲特、担経という米の収入変動対策、あるいは集荷円滑化対策などで、「地域農業ビジョン」を核にした産地づくり、担い手づくり、そういった取り組みが進展してきているところでございます。

22 年度の「米づくりのあるべき姿」の実現に向けて、これから御説明します米政策改革推進対策などの詳細、そういった対策を活用して、さらには取り組みを進めていく必要があるかと考えております。

具体的には、先ほど、局長があいさつでも申し上げましたが、7月 21 日に省議決定した実施要綱に即して、まず、そちらを御説明したいと思っております。それについては資料 1-2 をごらんいただきたいと思っております。縦長の資料ですが、こちらが支援策の詳細を盛り込んでございます。

1 ページめくっていただくと目次があります。今回、米の需給調整なり米政策の関係では、目次の 1、2、3、4 とありますうち、2 の米政策改革推進対策が最も関係するわけですが、1 の品目横断的経営安定対策も、食糧部会との関係では麦も関係してまいります。この品目対策の中で、麦の直接支払いの単価なども、実はここに入っておるのですが、そちらの関係は、別途8月上旬に開催予定の審議会の経営分科会において諮問して、御議論いただく予定になっておりますので、その結果は、また食糧部会の方には、改めて御報告させていただきますと思っております。

以上、麦のことについて、先に一言申し上げましたが、米の方に戻りますと、ちょっとページをめくっていただいて5 ページをお開きいただきたいと思っております。

米の関係は、国の支援措置、予算の関係と、それから配分システム、需給調整システムのことと2つ大きく入っております。この5ページの1の(3)をごらんいただきますと、まず、そのシステムの関係については、米の需給調整について、品目横断対策の導入ともあわせ、19年産から、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとするという旨を明記してございます。

なお、そのシステムについては、その後ろの2行ですが、「上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策などを活用しつつ」というふうに書いてございます。

その対策の中身が、次のページですが、6ページと7ページに書いてございますが、ちょっと、ここでは言葉で書いてございますので、6ページ、7ページの内容は別の資料で図示したものがございますので、後ほど、この資料の次に御説明します。

もう1ページめくっていただいて8ページですが、もう一度、システムの関係ですけれども、3の(1)システムの考え方、3点書いてありますが、これは、昨年秋の対策の大綱のときから整理済みのものでございます。端的には、行政による目標数量の配分は行わず、情報提供という形で対応する。二つ目には、JAなどの生産調整方針作成者が、そういう情報をもとに、みずからの目標数量を決定するとともに、傘下の農業者に数量を配分する。三つ目は、地域協議会に、行政関係機関あるいは方針作成者が実効ある形で参画をして、地域全体の調整機関としての機能を発揮するということです。

ここは、既に決まっていたことですが、(2)を今回追加しております。これは19年産から新しいシステムへ移行するというので、ことしの秋から、国から都道府県別の需要量に関する情報の提供というものをを行います。その場合の算定式として、需要実績というものを10割のウェイトにする。その際、使うデータは、6年中、最高・最低を除いた4年のものを使う。

それから②ですが、豊作やその他の要因での過剰作付があった場合に、都道府県ごとの需要見通しを上回る生産があったときには、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除する。この辺は、18年産においても行った手法でございます。

最終的には、以上を基本に、技術的細部については、この食糧部会の意見もお伺いした上で、透明性、客観性を持って決めていきたい、こういう情報の算定については19年産以降のルールにしたいということで、この中に盛り込んでございます。

次に支援策の詳細ですが、次の資料、資料1-3、縦長の1枚紙をごらんいただきたいと思います。

事業規模ということで、19年産の所要額について、対策の柱とともに書いてございます。もとより米の政策の関係は、2番目の米政策改革の対策だけではなくて、1番目の品目横断的経営安定対策も、当然のことながらかかわってまいります。いわゆる①の「げた」と呼ばれる対策と、それから、②の「ならし」と呼んでおります対策。それで米については、当面、②だけが関係してまいります。

それらのほかに、担い手育成確保のための総合対策として、その下の括弧書きに若干書いてありますが、過去の生産実績がないということで「げた」が出ない部分の対応に加え、担い手向けの制度資金の充実・強化など、こういった各般の対策に180億円程度、別途予定をしております。

これらを合わせて、品目横断的経営安定対策として1880億円程度。

それから、直接米に関する対策として、大半が産地づくり対策ですが、1480億円程度、それから②ですが、稲作構造改革促進交付金ということで、後ほど御説明しますが、現在行っております米価の下落対策のうち、担い手以外の者に対する対策として290億円程度、それから、豊作による過剰米を区分出荷する集荷円滑化対策26億円程度。これは、17年産の作況101見合いの数字を仮置きしておりますので、作柄が変われば金額は変わってまいります。

それから、④の耕畜連携水田活用対策として50億円程度ということで、合わせて1850億円程度。

このほかに、農地・水・環境保全向上対策として、地域住民で取り組んでいただく農業関係の資源の保全対策として300億円程度、ほかに、バイオ燃料の利用促進対策100億円程度、合わせて4130億円程度というのを対策として打ち出すことにしております。

次に、米の部分について、若干具体的に申し上げますと、次の資料、資料1-4、新たな産地づくり対策の概要とありますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず左側ですけれども、産地づくり交付金、先ほど、予算額として1480億円と申し上げましたが、これについての見直しのポイントが丸で3つほど書いてございます。

一つ目には、国から都道府県に財源配分する際の単価については、作物区分を大きくりにすることで、特に品目を特定したような形での単価設定とか加算ということをせずに、地域の裁量をさらにふやすという方向にしております。

それから二つ目の丸で、都道府県別配分については、その3行目以下にあります。現行の作物ごとの作付状況や需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況などを踏まえて、

この秋には県別の配分を決めていく予定です。

それから三つ目には、従来、特別調整促進加算というものがあつたんですが、これにかえて、当面の措置として「新需給調整システム定着交付金」、その内容としては、支援対象のところにありますように、超過達成や地域の振興作物などへの支援なんですが、特に、一番最後のポツにありますように、この産地づくり対策というのは、3年間、都道府県に配分する金額を固定するというのが基本ですが、このシステム定着交付金に限っては、前年度の作付状況を踏まえて、一部、県別配分を見直すという弾力化措置を盛り込んでいるところでございます。

それから、その産地づくり対策とは別財源で、右側の方ですが、現在やっております、いわゆる稲特という米価の下落対策の後継対策として「稲作構造改革促進交付金」、こちらは、国レベルでは290億円程度を想定しております。

従来は、この稲特というのは1俵幾らという計算の仕方では支援をしていたわけですが、今回、そこは基本的に見直しまして、ここにありますような、国からの配分にあつての設定単価、一般部分10アール当たり4000円、それから、担い手集積に取り組む場合は、さらに10アール当たり3000円上乗せをして、こういう設計で、都道府県に対して、国からあらかじめ財源を配る。先ほどの産地づくり対策の財源とは別に、こういう財源をあらかじめ配る方式に切りかえることにしております。

1枚めくっていただいて、その配られた財源の使い道なんですが、今御説明していただいているのは稲作構造改革促進交付金という、右側で行くと担い手以外の生産者のための生産調整とリンクした対策ですけれども、担い手に対しては、この品目横断対策でそこは措置されますので、担い手以外の部分だけ御説明しますと、特に、財源の使い方としての特徴は、紫の部分にありますように、米に使うのか、あるいは転作部分や担い手育成に使うのかというのを、あらかじめ地域の判断で決められる。

米に使う場合には、上側の矢印の行き先ですが、米価下落に応じた支払い、ただ、生産者抛出はなしということにしております。補填の単価は、最終的に地域ごとに決めてもらうのですが、一つだけルールとして減収の9割まで、つまり単価をどう設定しても、上の担い手の支援策を超えるような支払いはしてはいけないというルールにしております。

それから、米に使わない場合、右下ですけれども、転作部分や担い手育成への助成ということで、最初に申し上げた産地づくり対策に、さらに上乗せをするような形で融通ができるようにしております。特に、生産者抛出をなくすというようなことにしたのは、こういう融

通をやりやすくするということを考えております。そこが、この対策の一つのポイントです。

それから、もう1ページめくっていただいて、もう一つ、ポスト稲特といいますか、その対策のポイントですが、次のページに、ちょっと図をかいてございます。先ほど来申し上げているように、この対策は担い手以外の者を対象にした対策で、担い手に対しては品目横断対策が講じられます。それで、19、20、21 での3年間の対策なんですが、当然、政策の方向としては担い手を増やしていった、担い手のための対策の加入者が増えるというふうに考えておりますので、この非担い手向けの対策は、19、20、21 年と3年間で予算を減らすということをあらかじめ組み込んでおります。

大ざっぱに言いますと、対策の初年度の19年にあつては、大体3分の2ぐらいが非担い手で、3分の1が担い手、これを21年には半々ぐらいまで伸ばしていきたいということで、そういう意味では、この対策は担い手への、この3年の間に移行していただく、それを後押しする踏み台としての対策という性格を強く持っております。

最後のページですが、以上が、産地づくり対策ないし米価の下落対策なんですが、さらに、最後のページに書いてありますのは、最後、どうしても出来秋なりに過剰米というのが出てきてしまう可能性があるのも、そういったものに対してどう対処していくかという別途対策でございます。

柱を2つ書いておりますが、まず一つは、今申し上げた稲作構造改革促進交付金、ポスト稲特の一定の部分、生産調整参加者の拡大に配慮した上乘せ部分と書いてありますが、そういう積算の設計をしております。その部分の一部については都道府県の判断というのをさせていただいた上で、翌年の生産調整を自主的に拡大する、そういう取り組みを前提に持ち越した在庫の保管経費にも使っていく。要は、1年ぐらい米を売って秋に持ち越し在庫がある。それは、いずれ主食用に売りたいけれども、時期を選んでいると保管経費もかかるというような場合に、保管経費への支援を行うわけですが、ただ、その持ち越し在庫というのは、いずれにしても主食用市場に出てきてしまうので、翌年産の作付からは、そういうことがないように自主的に生産を抑制してもらおうという考え方でございます。

それから、二つ目の丸は豊作による過剰米対策として集荷円滑化対策をやっておりますが、充実強化策として3点書いてございます。

一つは、生産者がこの対策のための拠出、10アール当たり1500円をやっておりますが、行うことを産地づくり対策をもらえるための条件とする。ここは現行と同様でございます。

それから、対策の加入促進を図る。都道府県ごとに、加入率にかなり差があります。その

ために、生産者拠出金を原資にする生産者支援金、これの単価を現行 3000 円から 4000 円に引き上げる。さらに、その後でも十分な資金が残る場合には、拠出してもらったものは払い戻すということで、これは今年度からやっていきたいと思っております。

それから最後に、豊作による過剰米も、今の生産者支援金のほかに、米穀機構というところの基金から短期融資が 1 俵当たり 3000 円行われるのですが、その対象の弾力化ということで、各県ごとの豊作による過剰分というのは、本来は米がとれた出来秋に区分保管をして主食用から隔離をしてもらおうということですが、全量が全量、全部隔離をされないので、翌年まで持ち越してしまった分も、その翌年の段階で、やはりこれは隔離するんだという場合には、この 1 俵 3000 円の対象にするというふうに、豊作による過剰米への支援の範囲を弾力化しております。

なお、こういった持ち越し在庫分について、生産者支援金による支援をどれぐらいやるかというのは、今後検討としておりまして、要は、出来秋の対策と全く同じ手厚い支援をすると、出来秋に区分出荷するインセンティブは損なわれるので、そこは何らかの格差が必要だと考えております。

以上、4 ページの内容が、先ほどの実施要綱の支援策の内容として書かれてございます。

それで、ちょっと恐縮ですが、一番最初の資料にお戻りいただきたいと思います。資料 1-1 の 4 ページの真ん中の国の支援措置の部分から、ちょっと別の資料に移りましたが、この支援措置の具体的内容は、今御説明したとおりでございます。

それから、その下のシステムへの移行のために明確化しておくべき事項として、4 ページの最後のあたりから①とありますが、ここは、さっき実施要綱の中で御説明した 10 割とか 6 中 4 云々ということを、再度、同じことを書いてございます。

以上、全体の取りまとめとして、次のページに取りまとめとして枠囲いをしておりますが、これをこの検証の結論としたいと思っております。ちょっと読みますと、19 年産以降の米の需給調整については、その条件整備等の状況に関する検証結果の整理として、農業者・農業者団体の主体的な取り組みに対し、国、地方公共団体が食糧法に定められた役割を引き続き的確に発揮することによりこれを適切に支援しつつ、特に、地域における関係者の積極的な参加の下での地域協議会の体制の整備や担い手の育成・確保との十分な連携を図りながら、「経営所得安定対策等実施要綱」によって推進すべきである。

この内容につきましては、例えば食糧部会でも、地域協議会の役割や担い手の育成・確保との関係について御指摘をいただいておりますし、それから、国の支援策の関係は、この実

施要綱に詳細が盛り込まれております。

それから実施要綱の中には、先ほど御説明しましたように、19年産から新しいシステムに移行するということが明記されておりますので、この内容をもって取りまとめとさせていただきますということでお諮りをしたいと思っております。

検証の関係、もう一つだけ資料がございまして、資料1-5という横長のものがございます。これは、前回もそうですが、各委員から出された意見について国としてこう考えていると。これは、先ほどの検証結果の整理の取りまとめとは別のものがございます。様式は、ちょっとあけていただくと、左側にいただいた意見、右側に対応方針とございますが、検証検討会での御意見と食糧部会での御意見が両方入っておりますので、前回、食糧部会でいただいた御意見について説明をさせていただきます。

先に、ちょっと書いてあることの前にも、前回、加倉井委員から、いわゆる貸しはがしのことについても御指摘がありました。その件については担当部局の方で受けとめていくというふうな、前回説明させていただいたとおりでございますので、その点については、特段、この中では触れておりません。

それから、2ページ目の一番下ですけれども、地域協議会に参画したいという大規模農家の意向と実際の参加状況にギャップがあるという御指摘がございました。

右の対応方針ですが、特に、そういったことのギャップを埋めていく指導として、農政事務所も重要な役割を持っていると思っております。

2ページ目の一番下の①の中の「具体的に」という部分ですが、地域協議会の体制として、例えば幹事会を設ける、あるいは生産調整方針作成者から成る部会を設けるという形で、担い手も、案の作成段階からきちんと議論にかかわれるように体制をつくりたいと思っております。

そして、その次のページですけれども、農政事務所は、その指導のやり方として、地域協議会の議論が原則として公開になるよう、あるいは、この幹事会や部会を含めて地域協議会に、オブザーバーという形ですが参画をするという形で指導していきたい。これは、その左に地域協議会の運営が大規模農家をきちっと伸ばすように、あるいは、そういった担い手がきちっとリードしていけるようにという御指摘も前回ございましたので、それに対する対応としても、今申し上げたようにと考えております。

それから、4ページ目の一番上の左側の御意見ですが、今の水田農業構造で小規模層が圧倒的に大きい、そういったことの集約あるいは流通段階への集約も必要だという御指摘もあり

ました。

これに対しては3ページ目から4ページ目にかけて、前回は御説明した点ですが、やはり担い手の育成・確保と需給調整を一体的に推進していくということで、3点ほど書いてございますが、品目横断対策への加入促進との連携、あるいは産地づくり交付金の創意工夫を生かしていく。あるいは地域協議会への参画をテコに生産調整、方針作成を拡大する。

こういったことは、現場においては行政と農業団体、場合によっては県段階の、例えば法人協会のような組織にも御協力をいただいで進めたいと思っております。

それから、その次、米の担い手の集約はどれぐらい進んでいるのかということで、面積のカバー率についての御質問がありました。4ページ目の右のポツですが、水田における担い手として、いわゆる認定農業者だけではなく、潜在的な担い手も含めた場合のデータとしては、16年度においては全国の水田面積、水稻の作付面積だけではなくて、トータルの水田面積の38%に当たる98万ヘクタールがカバーされている。認定農業者だけに絞りますと、25%に当たる63万ヘクタールというのが、データとして現在把握しているところでございます。

ここで言う担い手とは、今申し上げたように、認定農業者だけではなくて、市町村基本構想の所得水準の到達者ですとか、市町村が育成すべきとした農業者を考えております。

農林省としては、さらに27年の目標としては、こういった経営体が農地の7～8割を占めるという構造を目指しているところでございます。

それから、1ページめくっていただいで5ページ目ですけれども、情報提供の進め方についても御指摘がありまして、これについては、右側の方で若干書いてございますが、ほぼすべてのJAで情報伝達は行われているのですが、その内容が、なかなか販売価格や販売数量の内容になっていかない。

二つ目のポツですが、例えば、この地域協議会での議論において、それぞれの生産調整方針作成者が、できる限り客観的な販売情報を持ち寄る。それをまた生産者にも、その議論の内容として紹介されるというような形が一つ想定されるのではないかと。

さらに、その次ですが、国レベルでは、食糧部会で御議論いただいでいる基本指針あるいは米穀機構のホームページなどを使っておりますし、さらに、法人協会や全国稲作経営者会議などにも御協力をいただいで、できるだけ流通の情報も生産段階まで伝わるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、6ページ目の一番最後のところでございますけれども、新しいシステムの現場への浸

透・指導が大事だということで、これについては、ちょっと右側に書いてございますが、例えば都道府県の担当者会議というのものも、既に6月に開いたりしておりますし、そういった中で、特に市町村やJAが、それぞれどういう役割を果たすかということは、これから秋以降に向けて、十分準備ができるように具体的に指導していきたいと考えております。

最後に8ページになりますが、生産調整の実効性の確保ということで、東北、北陸で、集荷円滑化に加入していない大規模層のウエートも高いというような御指摘もありましたが、こういったことについては、前回も御説明しましたが、品目横断対策や産地づくり対策、あるいは地域協議会への参加促進という、①、②、③に書いてあることに加えて集荷円滑化対策も、先ほど御説明したように拡充・強化をしております。そういった対策も使いながら、総合的に構造政策を進める中で、需給調整の実効も確保してまいりたいと考えております。

今申し上げたことを若干補足する意味で、10ページをちょっとごらんいただきますと、地域協議会の役割について、多々御指摘をいただいております、10ページの一番上の枠ですが、全国で2490協議会があるうち、16年度の実績としては、その会長ないし事務局の受け持ちというのは、ここに書いてあるように、市町村が6割弱、JAが27%、農業委員会が10%となっております。

特に、生産調整に参加していない人に対してどう指導していくかというのは、だれが当たるかということに焦点が当たるのですが、どのような方法で説得するかということが重要ではないか。その場合、品目横断対策との関係で言えば、個別の認定農業者の指導というのは市町村が業務として持っているわけですが、他方、集落営農の組織化ということであればJA主導ということもあろうかと思えます。

あるいは産地づくり対策や地域協議会への参画ということであれば、地域協議会として、まず事務局が音頭をとって働きかけをしていくということではないかと考えております。

一番下に、一つずつですが、行政主導で、21ヘクタールの大規模農家が18年度から生産調整に参加をして、現在、認定農業者の申請中。右側の方は、JA主導で同様のケースがあったという、ちょっと事例として紹介をしております。

最後に、その裏の資料ですけれども、市町村が持っている水田農業台帳とか、そういう個人情報をもJAなどに提供する準備について、6月末現在の状況を取り上げたところ、95%の市町村で、どうやるかという方針は固めているという回答を得ております。

内訳が下に書いてございますが、既に、そういう情報を関係団体なり機関と共有化しているのが22%、共有化はしていないが現状で提供可能、できると言っているのが19%、これ

から個々の農業者の同意を得ていくというのが 42%、条例に基づいて審議会等の意見を聞いて行うというのが 12%、その他が 5%ということですので、その他部分は、また引き続き指導をしていきたいと考えております。

説明は以上ですが、説明の中で出てきたことに関する資料を 2つ、指針の分厚い資料の後ろに参考資料というものをお手元にお配りしております。右肩に参考資料 1 という資料が、分厚い資料の下にお配りしてあるかと思えますけれども、参考資料 1 というのは、先ほど御説明した担い手への農地の利用集積の状況を表にしてお示したものです。

それから、その次の参考資料 2 というのが、担い手の育成・確保のための対策として、180 億程度というふうに申し上げましたが、その内容を若干付言して書いたものでございます。後ほど、また御参照いただければと思います。

説明は、以上です。

○八木部会長 それでは、生源寺委員お願いします。

○生源寺部会長代理 それでは、本日、午前中に開催されました第 5 回の検証検討会につきまして御報告を申し上げたいと思います。

19 年度以降の米政策改革推進対策につきましては、去る 7 月 21 日に農林水産省で省議決定されました「経営所得安定対策等実施要綱」に即して、事務局から説明がまず行われたわけでございます。その内容につきましては、ただいま計画課長から御説明があったとおりでございます。

この説明を踏まえまして、検証検討会におきまして、別添の新たな需給調整システムへの移行に関する検証結果の整理、これも今、御説明があったわけでございますけれども、この形で取りまとめが行われ、19 年産から、新たな需給調整システムに移行することも含め、19 年産以降の需給調整は「経営所得安定対策等実施要綱」によって推進すべきであるとの結論に至りました。

また、検証検討会におきましては、検証結果の整理について御賛同いただいたわけでございますけれども、このほかに、例えば今後の地域協議会の重要性、また地域協議会への農政事務所の関与等、運営のあり方についての御指摘、また情報提供を充実すべきであるという御指摘、また、今の点も含めてでございますけれども、現場への的確な指導を確保する必要があるという御指摘、あるいは支援策の実施状況について、今後とも検証をしていく必要があるとの御指摘、さらに、生産調整自体を自己目的化することによる弊害にも留意すべきであって、水田農業の構造改革が基本的な目的であるといった御指摘がございました。

これらの御意見につきましては、別途、先ほども御説明がございましたけれども、提出されております第4回の検証検討会や食糧部会における主な意見と対応方針、これに必要な応じて追加する形で、新たな需給調整システムへの円滑な移行、また定着に向けた国の対応方針として、今後作成する実施要領に盛り込み、広く周知・指導していくとの考えが国から示されているところでございます。

検証検討会の終了に当たりまして、私の方から、次のようなことを発言させていただいております。

まず、今回の検証検討会の取りまとめは、平成14年12月の米政策改革大綱の決定以降、関係者の多大な努力により、着実に推進されてまいりました米政策改革を次なるステップに移行していく。その上で、非常に大きな意義を持つものであること。

また、19年産からの新たな需給調整システムへの移行については、現場でも急速に実感が高まり、準備作業も順次進められていくと、こう考えられるわけでございますが、担い手の育成・確保運動との連携、地域協議会の体制強化などが新たな需給調整システムへの移行を円滑に進め、「22年度の米づくりのあるべき姿」の実現に向けて、このシステムを定着させていくためのかぎであるといったこと。

さらに、国、地方公共団体、農業団体、その他の関係機関の皆さんには、引き続き、相互の十分な連携と現場への徹底的な周知、説明に万全を期していただきたい、こういったことを述べたところでございます。

以上をもちまして、午前中の検証検討会の内容についての私からの御説明は終わりたいと思います。

○八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明及び生源寺委員からの報告につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をいただければと思います。

なお、委員の皆様の前に、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会資料集」というものを用意していただいておりますので、随時、参照いただければと思います。

大泉委員、どうぞ。

○大泉委員 大泉でございます。

農業者、農業団体が主役となって需給調整をするシステムに移行するということが、この部会で決まることになるのだらうと思いますが、関係する方々は非常に御苦労されたと思います。そうした中で、やはり気になるのは、主役となる新システムに移ったときに、果たし

て農業構造改革が進むのかどうかということです。非常に気がかりになっておりまして、特に品目横断経営安定対策の中の③の担い手育成（総合対策）。これは、実は正直言って、ここへ来るまで、何のことなのか理解できないでいたのですが、今日の御説明で、カラーの資料をいただいて理解できたような気がします。こうしたことを通じて構造改革を進めるのだという意気込みが見える資料だと思っております。

ただ、市場システムを全面に出せるように、伸びていく人をいかに支援するかという際に、例えば地域協議会の運営については、農政事務所が適切な助言及び指導を行うこととするとなっていて——先ほど、生源寺委員からは、その内容については、後日詰めていくということでありましたが、適切な指導の中身ですね。これが、一体どういうことになるのか。もしも需給調整ということを中心にするのであるとするならば、どちらかと言えば、適切な助言というのは、生産調整の参加への公平性の確保ということを中心として行われることになるのではないだろうか。

しかしながら構造改革を進める際に大事なものは、競争のための公平性の確保だと私は思っているのですが、両者のロジックは全く違うのだらうと思うんですね。それで、米政策改革大綱全体がそうなのですが、市場システムの見えない、専らお役所あるいは農業団体の人的努力によって構造改革を進める、あるいは需給調整を進めるというパターンなものですから、そのような政策を講じて、構造改革をするんだということになっているのはわからないでもないんですが、しかし、やはりここは伸びる者を伸ばすといった地域レベルでの合意が、浸透するようなプロパガンダというんですか、そういうものが必要になってくるのだらうと私は思うんですね。それが、果たして今後可能なのかどうかというところが、若干気になっているところであります。

一般論としてはそういう意見なんですが、質問は、非常に今日は細部に、細かいところを質問させていただきたいのですが、産地づくり交付金がありますが、産地づくり交付金というのは、これは一般的には従来から所有固定的な意味合いがあって、利用と所有の分離というよりは、所有者の所有意識を強めるというふうな性格が結構強い。転作に関しては利用と所有の分離が行われて、それで大規模な転作地が形成されることもあります。しかし、一般的には水稻作に関しては、どちらかという所有者意識を増幅させるということから、流動化には、どちらかというマイナスになってきているというふうな指摘があるわけではありますが、この産地づくり交付金の今までの使われ方、地域農業ビジョンでは、こういった転作がうまくいっていますよという事例は確かにあるんですが、果たして、稲作の農地の流動化を進め

るような方向にフォローの政策としてあるのかどうか。

もしも、そうでなければ、この産地づくり交付金も、3年間固定ということではありましたが、むしろ流動化を進める利用・促進的なものに変えていく必要があるのではないかと、うふうに私自身は思うのです。この産地づくり交付金が、果たしてきた役割ということに関する検証というのは、今まで構造改革に促進的かどうかということでは、どのような評価を得ているのかということが1点であります。

それからもう一点は、今日見せていただいた参考資料2であります。この参考資料2の中に法人経営1万というのが出ております。これから10年間で、飛躍的に構造改革を進めなければいけない課題を担っているわけですが、それを行政的な手法でもっておやりになるということなので、それはそれで、かなり大変な努力が必要だろうというふうに思うのですが、この法人経営1万というのは、家族農業経営33万から37万あるいは集落営農経営が2ないし4万——集落営農経営は農協が必死になっておやりになっているので、もしかしたら、この2ないし4万というのは達成するかもしれないのですが、家族農業経営が、今、認定農業者二十何万人の中で、果たして33~37万ぐらいでどうやってふやすのかということなのです。

それから、この法人経営は、一体どういうルートで出てきている法人経営を想定しているのかというようなことをお伺いしたいということなんですね。家族農業経営上がりなのか、集落営農経営上がりなのか、あるいはまた、別途農外の企業等々が参入するというイメージなのかというあたりを、お伺いしたいということです。

以上でございます。

○八木部会長 食糧部長、どうぞ。

○皆川食糧部長 なかなか産地づくり交付金の長い歴史の中での、例えば米の農業構造、それから、それ以外の農業構造に与える影響というのは分析しがたい部分もあるんですけども、一つ端的に言えるのは、今回、品目横断へどのくらいの面積が集積されたかというのを見ますと、米に関して言いますと、大体21年で、面積シェアで半分ぐらいというのを目指した担い手づくり、今回の担い手の要件に合致する経営がどのくらい面積カバーするかということになるわけですが、そのぐらいになっている。

一方、麦とか大豆を見ますと、その比率自体はかなり高い。9割近くいつている。これ自体は、まさに麦・大豆、今回の場合、権利の移動というよりは作業の集積ということに着目した形でものを見ておりますので、その面での集積が進んできたということの大きな要因が

産地づくり交付金——これは、産地づくり交付金の前の姿の転作助成金のころからではありませんけれども、極力、団地化を促進する。また、さらには担い手の規模拡大ということに、かなりシフトをかけながら生産調整の実効も確保するというので、その中身としては作業の集積、麦・大豆の作業の集積という観点では、かなり、いわゆる担い手層への集積ということを進めてこれたのではないかと。

ただ、御指摘のように、米の世界で、それがどういう影響があったか。産地づくり交付金自体、使途について一定のガイドライン的なものを示しておりますけれども、個々の、例えば受け手、出し手、どちらに行っている云々という議論からしますと、かなり地域に自主性を委ねた交付金という形になっていますので、そこら辺の分析というのは、なかなか難しい面があるのかなと。

ただ一面、申しましたように、麦・大豆の農地のカバー率がかなり高くなってきたということの、それを支えてきた大きな要素であったことは間違いないのではないかとこのように思っております。

それから今回、水田農業、特に米の集積をどう図っていくかという観点で、米に関するドライブをどうかけるかということで、産地づくり交付金本体ではないんですけども、今回、稲特の後継の部分の対策を産地づくりと共有で、極力、その部分で担い手に出した場合に加算をするということで、いわゆる米の集積を高めるための部分、290億円からスタートするものがございまして、かなり、このところで水田農業の方の担い手、農地集積を図っていくというモチベーションを強めたということで、総体として考えますと、今回は、今までの麦・大豆の特に作業集積ということがありましたけれども、米の集積も、この面で一段と進めたいというようなことで装置を入れたということでございます。

○大泉委員 この3000円ですね。

○皆川食糧部長 そうです。

○八木部会長 構造展望については経営政策課長、どうぞ。

○柄澤経営政策課長 大泉委員からの御質問の後半部分についてお答え申し上げます。

参考資料2のカラー刷りの資料の右側に、御指摘のように、私どもが見通しております平成27年の理想的な姿、政策目標としての姿を掲げてございます。これは昨年、農業構造の展望として省議決定してお示したものでございます。

御質問の、まず33万から37万の家族農業経営でございますけれども、これは、確かに現状から考えると、かなり意欲的な水準だとは思っております。ただ、現状で考えましても、

今、いわゆる農業所得に過半を生活を依存しておられる、いわゆる主業農家と呼ばれる方は 43 万おられるわけでございます。43 万おられる中で、御指摘のように、認定農業者が、ようやく 20 万のオーダーに乗ったということでございますので、私どもとしては、まだまだこの認定農業者に潜在的になっていただける主業農家の方の層というのは、かなり今後ともあるということで、現在も担い手運動の中で、認定農業者にぜひとも、なれる方はなっただくということを進めているわけでございます。10 年後、主業農家はもちろん、現在はその他の販売農家に分類される農家も、いろいろな御努力によって、この効率的、安定的な 33 万から 37 万の категорияに入っていただきたいということを期待していろいろな政策を進めているということがございます。

それから、法人経営 1 万というところでございますが、実は、この 3 分類している中で、家族農業経営 33 万から 37 万の中で、いわゆる一戸一法人と言っている、家族経営であるけれども、法人になっておられる農家、これは現在でも 8000 弱でございますが、そういうカテゴリーの形態は、この 33 万から 37 万に含めて考えております。

また同様に、集落営農でありましても、現在も特定農業法人等ということで法人化している集落営農のカテゴリーの形態がございしますが、これも、この目標の中の 2 万から 4 万に含めているということで、要すれば、残りの法人経営 1 万というところで考えておりますのは、家族農業経営一戸一法人でもない法人、また集落営農型の法人でもないいわゆる協業型の法人をイメージしているということでございます。

現在、この協業型の法人というのは 5000 ちょっとでございますけれども、これを——もちろんいろいろなルートがあろうかと思いますが、例えば J A 組織も、J A 出資型の法人育成を各地で進めておりますし、また他方で、農外からの参入も期待しているということで、10 年後、この程度の水準の法人経営をぜひとも確保したいということでございます。

以上でございます。

○八木部会長 立花委員、どうぞ。

○立花委員 私も、今の 大泉先生の意見と、前半は大体同じような懸念といたしましうか、考えを持っておりまして、若干のお願いと懸念をちょっと申し上げさせていただきたいと思っております。

要望は論点③ですね。協議会が調整機関として機能していくことが可能かどうかという、この論点に関連して、参考の付録ですね。分厚い参考付録の、今日配られた資料ですと 85 ページのところ、これに関連するんですけども、実態的には地域の農業者団体を通じて、

竹内さんに言わせれば、国家公認のカルテルをやろうというわけですから、その間に入る地域の協議会の活動の透明さといいたいでしょうか、公正さといいたいでしょうか、そこが非常に私は大事だろうと、一般論としては思うんですね。

それで、これは私だけじゃなくて、今日御参加の皆さん方共通の認識は、いかにして担い手をつくっていくのか、支援していくのかということと同時に、もう一つは、できるだけ生産調整を効率的にやっていくかどうか。そこが、ちゃんと両立ができるのかどうなのかという点の御質問が、先ほどの大泉先生の御疑問でもあり、懸念でもあり、また私もそうだと思いますし、また皆さん方も、恐らく同じだろうと思っているんですね。

この 85 ページの資料を見ると、右側のところで、大規模農業者の主張に対する地域協議会等の反応予想ということで、これはアンケート調査だろうと思うんですけども、モニター調査結果というんでしょうか、この中で、約 6 割が議論の結果、地域の取り組みとして反映してもらえるものと回答したというわけですが、どうも中身を見ると、右側の円のグラフを見ると、主張することすら難しいというのが 1 割で、それから、主張は理解してもらえけれども、反映はしてもらえないというのが 32、これで 42 ですね。それで、地域の取り組みとして、幾らかは反映してもらえるということで、非常に消極的といいたいでしょうか、不満を残した表現が 43 ということで、この 43 をどっちにとるかということで、非常にこのところの受けとめ方が違うんでしょうけれども、私は、この地域の取り組みをして、幾らかは反映してもらえると思うというやつは、非常に消極的な意見だなということで、約 8 割強が不満なり懸念しているのだろうと思うんですね。

そういう意味で、ぜひ私は、担い手の育成の観点から、こういったアンケート結果だけじゃなくて、ぜひ農林水産省の現場の手足を駆使されて、現場での実態の取り組みを、構造改革という観点から、うまくワークするのかどうなのかという点を、ぜひ実態をフォローしていただきたい。単に現場でのアンケートということではなくて、一体こういった担い手の人たちが何に不満を持っていて悪戦苦闘しているのか。ぜひ、そのところは、アンケート調査とか、そういった机上のことじゃなくて現場に入って、地域の出先の方々の御協力もいただいて、現場での取り組みの実態、フォローアップをぜひ、ぜひお願いしたいということでございます。

特に、先ほどお話がありましたとおり、今まで、自治体が持っている担い手農家の機微にわたる情報も、農協等に開示されるということだと、やはりそういった——どの程度の情報が開示されるのかわかりませんが、非常に、その辺の個人情報、個人の財産、資産

情報に当たるところが、農協とうまくやっている方もあれば、農協と、必ずしも方針がうまくいかないというところもあるでしょうし、そういったことに対する懸念といたしまして、あるいは農協等に、別のあれに個人情報が入用されるんじゃないかという不安もあるのかもしれない。

そういう意味で、農協等を含めた地域協議会の運営が、きちっとしたものになるのかどうかという点が、私は、ちょっと懸念していますので、ぜひ、そのところをお願いしたい、フォローアップ、現地調査をぜひやっていただきたいということで、やはり農林省のそういった取り組みが、現場の農業者の信頼を勝ち得ることにもつながってくるのだらうと私は思っております。

それから懸念の方は、これも今、大泉先生がおっしゃったことと関連するんですけども、冒頭申し上げたとおり、結局、担い手の育成と生産調整、需要に即応した米づくりの推進ということが課題だということです。だけれども、実態的には、制度がこういう形で全体像が見えてくると、果たして、担い手の育成ということと生産調整をきちっとやるということが矛盾しないかどうなのかという点が、また、どうも私は気になって仕方ないわけでございまして、生産カルテルがある以上、できるだけカルテル破りをつぶしたいと、これはこれでわかるわけですが、そうすると、仕組みとしては、ますます非常に精巧なものになってくる。

そうすると、結果的に、現場に新しいイノベーションなり、現場の創意工夫というものが、どの程度発揮できるのかどうなのかという点が、かえって生産調整を厳密にやればやるほど、むしろ現場の創意工夫を削いでいくということになりかねないという点が、一番私は懸念しております。その意味で、ぜひ——このシステムが、制度が複雑になればなるほど一部の関係者しかこのシステムはわからない。その結果、国民の大部分の方々から、なかなか容易に頭に入らないということになって、結果的には、農業と消費者との、あるいはその他産業と国民との乖離、ギャップを広げることになりかねないということで、余り、結果的にこういう制度が非常に複雑になる、精巧になればなるほど、実は一般の方々の理解が乏しくなる、理解できないと関心が薄れていくということになりかねないという点を、ちょっと私は懸念しております。

以上でございます。

○八木部会長 大蔵委員、その後、加倉井委員をお願いします。

○大蔵委員 ただいまの立花委員と重複いたしますが、生産現場として、一言申し上げたいと思います。

この 19 年産から新たな需給システムに移行するわけでございますけれども、いろいろと御配慮いただいて整理されていることには感謝申し上げます。

現場といたしまして、このシステムの農業者・農業団体が主体的に取り組むことについて、生産現場は、本当に不安でいっぱいでございます。それで、地域協議会による配分が本当に可能なのか、それから、計画生産の実効性が本当に確保できるのか、そしてまた、こういう不安を払拭するためにも、国や地方公共団体には、地方協議会あるいは J A などの生産現場におきまして、今にも増して、きめ細やかな指導を徹底していただくことが、私どもにとって安心して前に進んでいけるものと思っておりますので、十分な御配慮をお願いしたいと思います。

○八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

○加倉井委員 みんな、同じことを違う言い方で言っているような気がしますが、一応整理してみますと、非常にいい仕事をなさったということが、まず一つです。米及び土地利用型の農業が、この国際化の時代に、何とか生き残れそうだなというような気がするプランをお書きになったというふうには思っております。

ただ、これはプランでありまして、これから実行の段階で、今おっしゃったようないろいろな問題が出てくると思います。それで、端的に言うと、最大の問題は集落営農だと私は思っております。これがうまくいくか、いかないか。

J A は、基本的にこれを推進する立場ですが、農家は、必ずしもそうではなくて反対の方が非常に多いという、そういうすれ違った状態がある。現実にあるわけですから、その中でこれをどうしていくかというのを、つまり実行の段階で、非常にこれに注意をして国は進めていっていただきたいというふうに思うんですね。

それで、例えば話し合いで決めるというんだけど、話し合いで、本当にどこまで決められるのか。今まで、農家の組織体というのをいろいろ見てきましたが、例えば規約を見ても、加入の条件はあるけれども、脱退の条件がないというのが非常に多い。しかし、現実には、組織体というのは失敗することもあるんですよ。

具体的に言いますと、昭和 36 年でしたか、昔の農業基本法ができた後に共同経営というのが全国にできまして、これは、ほとんど全部つぶれました。あとで借金が残りましたが、幸い、インフレの時代だったので、借金は何とかなりましたというようなことがあります。

それから、共産主義社会であります中国で人民公社という集落団体があるんですが、これもうまくいなくて、今、改革・解放で、いろいろ問題はありますが、一応自由な生産請負

制とか生産責任制と言うんですが、そういう立場になったのですが、自由に作り出したら、これはUSDAの資料ですが、単収が倍ぐらいになるんですね、自由に作ると。人民公社の時代に比べて、穀物の単収が倍ぐらいになるんですよ。それは、そういうことがあるんですね。ですから、やはり自由に農家が伸び伸びと仕事をしないと、農業のよくなる道筋はできたけれども、実際にそれが動き出してみると、本当にやれるのか、という不安を——今、農家の方も不安だとおっしゃいましたが、国民も不安を持って見ていると思うんですね。

ですから、実行段階を一つ頑張ってください、もう一度言いますが、米あるいは土地利用型農業の需給調整が必要だということばかり言わないで、それが構造改革と一緒にしなければ、恐らく意味がなくなってしまうのではないかということ、ぜひ肝に銘じていただきたいと思います。

○八木部会長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 今ほど、皆さんの御意見にもあったように、このシステムがうまくいくかいかないかというのは、やはり地域協議会の体制強化だと思います。それで現場では、県、市町村、JAと一緒に地域に説明に行ったりということで行動はしているんですけども、どうも農政事務所が、まだ浮いていると言ったら大変失礼ですけども、一緒になってという感じではないんですね。やはり、ここで農政事務所に頑張っていただきたいのは、生産調整、非参加者の方への政策の説明、ここの資料1-5の10ページの事例にありますように、こういった直接農政事務所なり行政が、していない方へ政策の説明をすることによって生産調整に参加するという方が現にいましたので、ぜひ、こういう具体的な動きを農政事務所の方にしていただけるような方向で行っていただきたいと思います。

○八木部会長 富士委員、どうぞ。

○富士委員 私も米の検証委員会の方に出ていますので、余り発言はと思ったんですけども、2点ほど、お願いも含めて申し述べたいと思います。

前提は、この検証結果の整理については賛成ですし、19年産以降の新しい需給調整システムに一生懸命取り組んでいきたいということですが、今までいろいろ意見が出ていますように、担い手の育成と米の計画生産の実効性の確保という両面についてであります。これまでも資料に出ておりましたけれども、生産調整の実施計画書提出者が約300万、計画生産をやらないという未実施者が40万、言ってみれば、340万人の地権者がいるということだと思っています。それで、水田面積は270万ヘクタールですから、その270万ヘクタールのうち170万ヘクタールが米の作付で、100万ヘクタールが転作というのが大きく

りでございます。

そういう意味で、転作であります麦・大豆は、今回の品目横断の政策とか、新しい政策展開を含めて、どんどん担い手に集積していくという方向性は確実に強まっていると思いますし、そういう取り組みも、当然ふえていくということだろうと思います。

問題は、米の作付といいますか、170万作付けている方の米の生産をいかに集積していくかという、その集積の相手方が個別農家だったり、法人だったり、集落営農組織だったりということでもあります。そこを一緒になってつくっていかないと、需給調整の実効確保と構造改革をしっかりしたものにしていくという、この両方がマッチしていかないんじゃないかと思えます。

その意味で、19年産以降、新しい需給調整システムということに入っていくわけですが、国、地方公共団体を含めた行政の引き継ぎの役割というものは、極めて重要でございますので、その辺、一緒になって取り組みを進めていっていただきたいというのが1点でございます。

それから2点目は、新しい国の支援システムということで、同じ時期にスタートしていくわけですが、この午前中で言ったんですが、ここ数年、米政策改革以降の米の需給事情というのは不作続きで、今年も不作かもしれません、そういう意味では大幅な過剰といえますか、豊作にあっていないわけで、今度の新しい国の新システムがどういうふうに機能していくのか、ワークしていくのかということは大変心配でございます。そういう意味で、不作のときはいいんですけども、豊作、過剰になったときにどういうことが起こり得るのか、どういう問題が発生するのかという点については、十分、制度発足以降、19年産以降も検証・点検をしっかりやっていただいて、問題があれば改善するという方向で取り組んでいただけるといふふうに思っております。

○八木部会長 藤尾委員、どうぞ。

もう一つ議題がございますので、多少コンパクトに御発言をお願いいたします。

○藤尾委員 4点お聞きしたいんですが、一つは、資料1-2の7ページの8行目の「米穀機構の過剰米対策基金から無利子短期融資の対象を弾力化する」ということですが、「対象を弾力化する」という意味を教えてください。

それから、資料2の62ページの左下5行目の、「米穀機構の11月以降に現物弁済される過剰米について、新規加入・加工用用途に適切に供給していくこと」ということですが、17年産における過剰米は約8万トンありますが、現在、どのようになっているかというこ

と。

次に、無利子短期融資を行った場合の過剰米で、今年のように、特定産地銘柄において、供給バランスが極端に崩れた状態になった場合、所有権が産地にあるのであれば、緊急対策避難用に産地が買い戻しすることができるのかどうか、あるいは現物弁済以外にも産地の選択肢があるのかどうかということ。

最後に、米の加工用途は、今まで、あらゆる取り組みがされていますが、新たな加工用途が見出されていない状況が現在であると思います。現物弁済される過剰米は、どのような新規加工用途に用いられる計画なのか、説明していただきたいと思います。

○八木部会長 計画課長、どうぞ。

○高橋計画課長 恐れ入ります。2点目と3点目は、この後の基本指針に関係するかと思いますので、この後の議題の基本指針の説明の中でお答えをさせていただきたいと思います。

1点目は、資料1-4という横長のものを御説明しましたが——色刷りの「新たな産地づくり対策の概要」というものですけれども、お手元にありますでしょうか、資料1-4。これの一番最後のページ、4枚目をごらんいただきますと、これの一番最後のところです。先ほど、「実施要綱に即して弾力化」というのをごらんいただきましたが、その中身を書いているのがこの部分で、あくまでも豊作による過剰米の中ですが、出来秋にお米がとれたときに、すぐに隔離をするというのが今のやり方ですが、それに加えて、1年たってみても、まだ在庫になっている。それは、各県の豊作による過剰米の範疇でも、そういう持ち越し在庫というのは発生し得ますので、それも1俵3000円の融資の対象にする。端的に言うと、持ち越し在庫になっちゃったものを1俵3000円で食用から隔離する、処分するというふうには、産地が判断する場合には、それも、この資金の対象にしましょうと、そういうことでございます。

○八木部会長 食糧部長、どうぞ。

○皆川食糧部長 何人かの委員の方からの御意見について、御質問等にもあったかと思えますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、これは午前中のシステムの検討会でも出た議論で、特に担い手の育成と需給調整の関係を、そこのところ、余り需給調整ばかりに目を向けて、その自己目的化みたいなことになると、せっかく育たんとする担い手をつぶすことにもなりかねないという御懸念もございまして、それについて、特に地域協議会の中で、立花委員からも御指摘があったように、国としても、そこら辺の現場でどういった形で、アンケート調査じゃなくて、個々に本当に入

って行って、その部分の実効をしっかりと見てこいという御指摘もあったわけですが、私どもとしても、極力、地域協議会の中に積極的に参画をする。その中でまた、その辺の需給調整と担い手育成ということの両面を、いかにうまく——どちらも、これは欠かせないわけですが、これをどういうふうなあんばいでやってくるのかということについて直接的に、より地方農政事務所の機能強化として取り組んでいきたいということで、今日の食糧部会終了後、明日ですね、早速、地方農政局の担当を呼んで、こちら辺までの議論の経過、それから、これから取り組むべき内容ということについての議論を開始したいと思っております。

それから、加倉井委員から、いわゆる担い手づくり、これは水稻の、まさに土地利用型農業の構造改革そのもの、これをいかに進めるかということが、ある程度のところまで来たけれども、まさにこれからが実行だねというお話がございました。

その中で、特に御懸念として出た集落営農の議論でございますが、私どもとして、当然、担い手というものについて、いろいろな経路を通して最終的な担い手というものに到達していくのだからということで、どこの入り口——例えば集落営農という形で入ったというものをそのままの形で、ずっと永続する経営体になるということは思っていませんで、やはり最終的な姿としては、法人化というものにしっかりとこぎつけてもらうということではないと、まさにゴーイング・コンサーンといえますか、これから永続する主体として成り立っていかないというように思っています、入り口をくぐったから、それでおしまいということではなくて、機能組織としてしっかりとなるような形で、担い手育成というのは、まさに入り口をくぐったところでとまるのではなくて、引き続き、そういったものについては、省を挙げて担い手づくりといえますか、担い手の機能強化ということに取り組んでいきたいと思っております。

それから、大泉先生からも冒頭に御指摘のあった、伸びる者を伸ばすというようなことについては、当然、私どもとしてもそう思っています、そのところは当然、先ほどの地方農政事務所なりの機能を使いながら、地域協議会の中でも個々に目配りをしていきたいと思っております。

ただ、今回の場合、特に担い手づくりの途上で需給調整の底が抜けてしまうようなことがあっては、どちらも成り立たなくなるわけですので、そのところを、いろいろな施策面でも、需給調整の実効が上がるような形というものも重視したわけですが、また、その実効をしかと確保するために、今後とも、系統の方が今回、一歩前に出ていただ

くということではありますが、国、地方公共団体の方も、あわせてその部分の手が——手を抜くということではなくて、よりJAの一步前に出ていただくものをしっかり支えるということと一緒に取り組んでいきたいと思っております。また、その旨、しっかりと通達等で、地方公共団体の方にも指導を徹底していきたいと思っております。

○八木部会長 竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 午前中にも申し上げましたが、今回の新たな需給調整システムへの移行の問題というのは全般的な農政の大転換、その一つの柱だと思うんですね。今、御議論にあるような構造改革、地域営農のあり方、担い手への施策の集中といったような項目、それから、日本版品目横断所得政策といいますか、価格政策を全部——米は、ちょっと別ですが——ガラポンとするわけですね。そういう大きな農政の転換の一つの項目ということだと思いますので、これが来年産から実行に移されるという意味では静かな、しかし、大変大きな大運動がこれから実行に移されていくというところに来ていると思います。

したがって、長い間の議論で、随分基本論が何回も行われましたので、ぜひ多数の生産者、あるいは地域の関係者、特に稲作転換を主導でやっていこうという生産者団体、地方公共団体、地域のリーダーという方、それから生産者、こういう説明や議論の過程で、そもそも何でこういう大きな変化が必要なのかと、その基本的なことを、ぜひ何回も御説明し、また現場からの意見交換をよくやっていただきたいと思えます。

その際に、ぜひお願いしたいのは、建前の議論ではなくて、本当はどうなんだという議論を、その場、その場でもって疑問が生産者や地域のリーダーにはあるはずですから、それも同じレベルで大いに議論をしていただきたい。

今、繰り返しませんが、お米と根菜は違うわけですから、お米の場合については供給過剰基調にありますから、個々の生産者が自由につくることによって伸びるという条件がないわけですね。マクロ需給が崩れちゃうと米価の暴落になって、これだけのウエートのある米作に打撃的な影響を与えれば、全体の諸事情、前提が狂ってきちゃって、改革の前進すら危うくなっちゃうんじゃないかという前提条件が米以外にないものがあるわけです。ですから、これはみんなで——カルテルと申し上げましたけれども、みんなで供給の制限をすることが大前提、ただし、それが一律で改革の前進を阻むようなあり方じゃなくて、政策の中にも構造改革を前進させるような要素をいろいろ工夫して織り込んであるわけです。これが実際にうまくいくかどうかはこれからですね。

ですから、そういうことも含めて、ぜひ現場で、繰り返しになりますが、本音の議論をよ

くしていただいて、関係者になるべく納得のいくように議論を尽くしてもらいたい。しかし、そんなに時間はありませんから、並行して作業を進めてもらいたいというのが1点です。

それから2点目は、米について言うと、さっき富士さんがおっしゃったように、若干恵まれたんですね。需給条件は、このところの数年は、比較的安定していましたので。しかし、いつもこういうこととは限らない。国内の需給だって、時たま大変動を起こします。しょっちゅうじゃありませんが。

それから、特に海外事情の変化、つまりWTOの動向とか、米についての国際需給の状況とか、こういう対外要件、クローズドでやるわけにはいきませんので、そういう点から、災害であれば、忘れたころにやってきたり、忘れないうちにやってきたりしますが、そういう異常な状態なり、予測外の状況になる場合にも、やはり弾力的に対応していかなければいけないわけですから、当面は、この新しい農政の大転換を着実に実行に移していただく。また、そのことが基礎になることによって、予想外の事態が内外で起きたときにも、いろいろな対応が弾力的にできるように、やはり全体の状況を考える方々は、そういう場合のことも常時、ふだんから勉強しておいていただくというようなことも必要じゃないかと思いますが、まずは、この農政の大転換を着実に実施していただいて、その上で、いろいろ諸変化に対しても弾力的に対応できるというようなことが、これからの大仕事かなというふうに思います。

○八木部会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 1点だけ申し上げます。先ほど、予算の御説明あるいは交付金の御説明があったんですが、これからの農政って、多分、一般の消費者にもバックアップしてもらわないとなかなか成功しないと思うんですね。

それで、この交付金の御説明は、やはり何のためにこういう金を出している。そして、政策はどちらの方向を向いているんだというのが、もう少しわかるような形で一般の人にも伝わる工夫をしていただければと思います。

○八木部会長 よろしゅうございますか。

それでは、時間も大分過ぎておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

先ほど、検証検討会の生源寺座長からも説明がありましたが、新たな需給調整システムの移行に関する今回の取りまとめは、平成14年12月の米政策改革大綱の決定以降、それを次のステップに移行していく上で大きな意義を持つものと考えております。

本部会におきまして、本年2月以降、本日を含めて4回にわたって、本件について審議をしてまいりました。生源寺委員の御報告にもありましたとおり、また本日、委員の皆様か

らも御発言がありましたとおり、地域協議会の機能を強化していくこと、それから、担い手の育成確保と連携して、水田農業の構造改革を進めることが、この新たなシステムへの円滑な移行、定着に向けたポイントである。この点については、本部会における議論においても共通の議論として出されてきたところでございます。

このようなことも含めた上でございますが、本日示された「新たな需給調整システムへの移行に関する検証結果」の整理を、当部会における検証に関する議論の取りまとめとし、19年産以降の需給調整は、新たなシステムへの移行を含め、経営所得安定対策等実施要綱によって進めてもらうことといたしたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八木部会長 ありがとうございます。

それでは、食糧部会として、事務局案について了承したいと思います。

## (2) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

○八木部会長 次に、次の議題でございます「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について御審議いただきたいと思います。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき、毎年7月に策定・公表し、11月末と3月末までに見直しを行うこととなっております。

それでは、事務局の方から、資料についての説明をお願いいたします。

○高橋計画課長 恐縮です。それでは、分厚い資料ですが、資料2、基本指針の案について、要領よく説明をさせていただきたいと思います。

早速ですが、ずっとページをめくっていただいて動向編、1のところですけれども、まず消費でございます。1人1カ月当たりの消費量。右下の表を見ていただきますと、17年度の年度を通しての全世帯の消費量、対前年度比で0.7%の減少ということで、若干下げ具合が、前年度、前々年度より減っておりますが、引き続き、1%程度の減少は続いているということです。

最近数カ月を見ますと、1、2、3、4月とずっと三角がついていますが、4月が0.0%、5月が0.4%増。ただ、これは数字が若干振れますので、まだ先の状況をよく見極める必要があると考えております。

2ページですが、都道府県別に1人1カ月当たりの消費量を見たものです。右側の表で

12年度から17年度まで書いておりましたが、ざっと見ると、比較的、指数として全国よりも低いのが、北海道、埼玉、東京、神奈川、大阪、香川、沖縄といったところが、指数で見て100を下回るような推移になっております。ただ、これは年度ごとの振れもありますので、大まかな傾向として、今後の取り組みに御活用いただければと思います。

次に3ページですが、米の購入の動向ということで、農林水産省で、毎年度、食料品消費モニターというものの定期調査を実施しております。その結果を過去と比較したもので、まず3ページ目は右上の図を見ていただきたいのですが、消費者が購入しているお米の値段、10キロ当たりの価格の推移ですが、真ん中あたりに斜線の価格帯があります。3000円から4000円という右上から左下に向かって斜線がある、ここだけちょっと見ていただくと、17年度調査で、これの右端の位置が、12年度、13年度、14年度と比べると徐々に伸びてきている。そういう意味では、10キロ4000円未満という価格帯が徐々に増えてきているという傾向が見てとれると思います。

15年度、16年度が大幅にずれていますのは、15年産の不作で、かなり価格変動が大きくなりましたので、ここは、ちょっと例外的に価格が、むしろ高い方に振れているということでございます。

それから、その下のグラフですけれども、購入する際に重視していること、一番左が全体で、その右側は年代別に分けています。それで、全体で見ていただくとおり、左側の4つの棒が高くなっています。この4つが、その下にあります、順次、産地品種、食味、価格、安全性と、大体この4つが相対的に見ても重視の割合が高い。

ただ、年代別に見ますと、20年代、30年代は白い部分、価格がかなり高くなっている。一方、40年代以降になると、一番左の産地品種銘柄を重視する傾向が強いということが見てとれるかと思えます。

4ページですが、買っている米の種類、これは右側のグラフですけれども、単一銘柄というのが17年度調査で71%と、引き続き大宗を占めていますが、この単一銘柄というのは、ごらんいただくとわかるとおり、15年度、16年度を除けば、シェアとしては減ってきてまして、付加価値のついた米——付加価値のついた米というのは、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、注の1に書いてございます。有機栽培、無農薬栽培、減農薬栽培、胚芽精米、発芽玄米、無洗米、栄養強化米など、これのシェアが17年度で17%まで伸びている。それからブレンド米も、12、13、14年度と比べると伸びてきている、そういう傾向があります。

その右のページ、5ページですが、ブレンド米への意識ですが、図I-5にありますよう

に、ブレンド米を購入する理由として、圧倒的に食味の割に価格が安いという答えが8割、それから、年間を通じて安定した食味が期待できるが24%というようになっております。

ブレンド米の価格と購入意欲について、その下ですけれども、点線で53%とあって仕切っている部分がありますが、「10キロ3500円未満であればブレンド米は買っていい」という回答が、16年度の47%から53%に増えております。「そもそもブレンド米を購入しない」というのも34%から27%——斜線の部分ですが——に減っていて、ブレンド米に対する意識の変化というのが見てとれます。

次に6ページですが、ブレンド米と、もう一つ、さっき言いました付加価値のついた米に対する意識です。このページの左下の図I-7を見ていただくと、時計回りを見ていただいて、「いつも食べている」「たまに食べる」「以前食べていた」、これを3つ足し上げると63%になります。半数以上の人々が、何らかの形で食べた経験がある。

どういったものを食べているかというのが右上で、全体と年代別に分かれています。一番高く飛び出している棒が、一番左が有機栽培米、それから、真ん中あたりにあるのが無洗米です。年代別に見ますと70歳以上で、一番左の有機栽培米が、ちょっと突出している傾向がございます。

それから、付加価値のついた米を食べる理由ということで、全体の左側を見ていただくと、特に高いのが白い棒、40%とありますが、これが、下の凡例で見ていただくと、栽培方法、品質等に安心感がある。それから、その隣の斜線の43%のものが健康維持に効果がありそうだからと、右の上から二つ目ですけど。それで年代別に見ますと、栽培方法、品質で安心感があるという白いものが徐々に増えているという傾向が見てとれます。

以上が、消費の動向でございます。

それから、次に生産の動向ですが、一番上の四角囲いにありますが、コシヒカリなど上位20品種への作付集中というのが若干緩和する見込みでございます。文章の部分の2段落目ですが、コシヒカリのシェアが、前年の38.0%から0.6ポイント低下したということで、下がったのは非常に新しい傾向です。20品種全体のシェアも0.7ポイント低下をしています。

この理由としては、その下にありますが、18年産の目標数量自体が下がっていることもありますが、特定品種以外への品種の作付誘導があります。例えば、新潟県でもコシヒカリへの作期集中を回避するために「こしいぶき」の作付増、あるいは富山県でも「てんたかく」という品種を増やしているというように、産地ごとにそういう取り組みが進んでいると

いう背景もございます。

8 ページですが 17 年産米の品質状況、これは 1 等米比率が 75% ということで、前年、前々年よりも品質的にはいい傾向になっております。

次に 9 ページですが、需給についてですけれども、17 年産米の出荷の動向です。(1) の文章のところをごらんいただくと、まず、生産者から単位農協などへの出荷の数量は 535 万トン、5 月末現在です。前年の 512 万トンを上回っております。

このうち、さらに単位農協等から全農・全集連という全国出荷団体に販売委託された数量は 417 万トンということで、これも前年を上回る水準になっています。

一方、単位農協が上位団体に販売委託せずに独自販売すると見込まれる数量は、5 月末現在で 48~111 万トンの範囲。これは、ほぼ前年と横ばいではないか。さらに、生産者が直接販売する数量は、5 月末現在で 128 万トンと前年より 5 万トンほど減っている、そういう傾向でございます。

10 ページですが、米の検査数量は、17 年産は前年までの水準を上回っております。494.1 万トンとなっております。

一方、11 ページ、米の販売の動向ですけれども、先ほど言いました全国出荷団体に販売委託された 417 万トンのうち、主食用の民間流通分の販売計画 318 万トンに対して、6 月末までに契約された数量は 302 万トン、未契約数量が 16 万トン、それから、4 月以降販売をしなければいけない。要するに、所有権を移さなければいけないという数量が 78 万トンあります。これは、右の表で一番下の欄、要販売数量を見ていただくと、17 年産が 78 万トンで、16 年産米の 44 万トンより要販売数量はかなり多くなっています。

ただ、その要因の一つとして、その下の表ですが、6 月の部分を縦に見ていただくと、6 月の部分で 16 年産と重なっているところが 52.4 万トン、それが、17 年産が 31.7 万トンになっていまして、要するに、6 月に販売された数量は、17 年産は 30 万トンを超えていますので、決して少なくはないんですが、去年の 1 年前の 6 月の入札で価格が上がったので、駆け込み販売があつて、去年は、6 月に大幅に販売数量が伸びた、その辺の違いもあろうかと思えます。

12 ページ、13 ページは、今御説明したことをグラフなり、図式化したものですので、説明は省略します。

それから 14 ページ、もち米ないし清酒用の販売ですが、いずれも 17 年産、もち米は、ちょっと豊作ぎみで在庫が多い。それから、清酒用は、一貫して販売が減少傾向にあります。

それから、右側の加工用米も、年々、いわゆる加工用米としての取り組みというのは減る傾向にあります。

以上、民間流通の状況として、次のページ、16 ページ、政府米の売買の状況ですが、16 ページの枠の中をごらんいただくと、まず 17 年産米は、買入れ予定 40 万トンに対して 39.5 万トン、ほぼ予定どおりの数量の買入れを終えております。それから、販売の方は 10 万トンの予定に対して 12 万トンの販売実績となっております。

特に、次の 17 ページの表を見ていただくと、政府米の月別販売の状況ですが、一番下の小計の部分、これは、単位 1000 トンですけれども、4 月が 1 万 5000 トン、5 月が 2 万 2000 トン、6 月が 2 万 4000 トンということで、特に低価格米の供給がショートしてきたことに対応して、政府米が 16 産米を中心に、若干引き合いが伸びている。その結果、合計が 12.2 万トンになっているという状況でございます。

次の 18 ページですが、在庫の状況です。左上の枠のところですが、18 年、今年の 6 月末の在庫は、官民合わせて 260 万トン。隣のグラフに書いてございますが、260 万トン、一番右のグラフですけれども、一番上の白い部分、政府米が 77 万トン、その下が民間で 183 万トン。前年とほぼ同水準で、過去数年と比べても、官民合わせた在庫は低い水準でございます。

19 ページですが、このうち政府米の在庫、今申し上げた 77 万トンの内訳としては、19 ページの上のところの黒く塗りつぶした部分で、16 年、17 年産米が、ほとんどすべてを占めておまして、9、10、11 年産米は、ほとんどなくなっております。これは、その下の表を見ていただくと、右下が 77 となっておりますが、去年の 7 月以降、主食用に販売したものが 12 万トン、これは計画より 2 万トン多い。それから、飼料用に販売したものが 31 万トン、これも 23 万トンの計画から 8 万トンほど、品質の状況を見て増えております。援助に 3 万トン回したという結果、6 月末の在庫見直し、当初、91 万トンと想定しておりましたが、77 万トンということになっております。ただ、在庫の内訳は、最初に言いましたように、16 年、17 年の 1 年ないし 2 年古米が、ほとんどすべてであるという状況でございます。

20 ページですが、流通在庫の状況ということで、旧法のもとの登録卸業者の在庫量、これは、右の棒グラフの一番右側が平成 17 年です。年次別に棒を 4 本並べていますが、一番右の今年の 6 月の在庫については 22 万 6000 トンということで、過去と比べてもかなり低い水準になっております。

次に価格の動向ですが、四角囲いのところにありますように、全銘柄平均では前年をやや下回る水準で推移しておりますが、特に特徴的なのは、二つ目の丸にありますように、「きらら 397、ほしのゆめ」というような値ごろ感のある米や「魚沼コシヒカリ」の価格が、年が明けてから大幅に上昇しております。そういう意味では、価格の推移や申し込み倍率、落札率等において、産地銘柄ごとの格差が非常に大きい、それが今年の特徴であります。そういった状況が、21 ページの右のグラフなり、それから、22 ページの図Ⅲ－8あたりに書いてございます。

図Ⅲ－8を見ていただくと、今申し上げたように、右肩上がりに折れ曲がっているのが、新潟の魚沼のコシヒカリですとか北海道の米、ほかのものは大体横ばいというような状況です。

なお、このページの左の表を見ていただくと、センターへの上場数量が、17年産は89万3000トンということで、前年の倍近くまで上場数量は上がっております。これはルール見直しの結果ということですが、18年から再度ルール見直しをいたしますので、その動向は、また注視をする必要があると思っております。

23 ページ、24 ページは、直近の6月、7月入札の産地銘柄ごとの細かいデータですので、後ほどごらんいただければと思います。

それから、25 ページは卸売価格の動向、25 ページの左下の表の一番右のところを見ていただくと、卸売価格、6月の価格で、指数として前年より、一番上の魚沼コシヒカリが104、一番下のきらら 397 が 105 ということで、センター価格の動向と同じような動きになっています。

1 ページめくっていただいて 26 ページ、小売価格ですが、こちらは、余り卸売価格と、必ずしも連動はしていません。26 ページの左下の表の一番右を見ていただくと、魚沼コシヒカリやきららも含めて、前年比1～3ポイント下がっている、そういうのが小売価格の状況です。

27 ページ、もち米については、前年より若干低い価格での取引になっております。

28 ページからはセンターの取引ルールの見直しで、これは前回、6月29日の食糧部会で御報告しましたので飛ばしていただいて、31 ページまで飛ばしていただけますでしょうか。

31 ページ、米政策改革の推進についてということで、まさに、今日前半に御議論いただいたとおり、検証結果として、新たな需給調整システムへの移行の判断をいただいたところ です。この 31 ページの一番左下の段落にありますように、当面、次回の食糧部会で御議論

いただく 11 月までの間は体制整備、準備ということの指導を徹底していくことが課題であると考えております。

32 ページは、まさに、先ほど取りまとめいただいた内容をそのまま掲載しております。

32 ページのタイトルの下のところですが、本日付で、検証検討会と食糧部会の取りまとめとして掲載をしております。同じものが、ずっと 37 ページまで載せてございます。

38 ページ、個別対策の現在の推進状況です。集荷円滑化対策ですが、先ほど、藤尾委員からも御質問がありましたが、まず当面、17 年産については、豊作による過剰米 8 万 6000 トンのうち、当初の予定どおり 7 万 6000 トンの区分出荷がされております。

隣のページ、39 ページの右上の表を見ていただくと、米穀機構の過剰米基金の活用状況ですが、16 年度、17 年度と生産者拠出金と国からの無利子融資を合わせて——これを全部合わせると 470 億ほどの基金が集まりまして、このうち支出は、17 年産の豊作に伴って、過剰米短期融資 38 億円を既に貸付しております。17 年度末の残高が 433 億円という状況でございます。

先ほど御質問がありました、これから先、供給バランスが崩れた場合、要するに不作になった場合、先ほど言いました区分出荷されている 7 万 6000 トン、これは大体、基本的に今、農協の倉庫に入っております、11 月になると現物弁済という形になってまいります。その用途についての御質問でしたが、まず不作になった場合は、政府米 77 万トンがございますので、それを供給していくということでございます。この区分出荷されているお米は、あくまでも主食用だけではなくて、既存用途以外のものとして隔離をされているということです、これが主食用に出てくるというような誤解が出ると、需給調整として隔離した意味がなくなりますので、そういう使い方は考えておりません。したがって、今、農協にあるものは、機構に現物弁済をする以外は、あくまでも主食用あるいは既存の用途以外のものに実質的に販売するというのであれば、それは可能ですが、需給バランスに影響を与えないようにということです。

仮に現物弁済されたとき何に使うかということですが、例えば既存の用途に競合しないものとして、輸出用の清酒の原料ですとか、あるいは輸出用の米菓の原料というものもありますし、場合によっては米の粉というものが、既存の用途と競合しない範囲で、どの程度販売できるかということも検討をしております。

集荷円滑化については、以上でございます。

40 ページ、41 ページを飛ばしていただいて、42 ページからが、ほかの稲作所得確保対

策とかになります。これも、17年産の実績は今取りまとめ中ですので、42ページ、43ページは、新しい情報は今はございません。また秋の段階で御報告させていただきたいと思っております。

44ページ、45ページも同様です。

それから、46ページ、47ページ、産地づくり対策の状況は、これは検証検討会の中で、随時御報告させていただきましたので省略をさせていただきます。

ということで、48ページまで飛ばしていただきたいと思っております。

48ページ、ミニマム・アクセス米ですが、③のところをごらんいただきたいと思っております。本年3月末の持ち越し在庫 203万トンとなっております。こういう状況のもとで、これまで国産の相当古いお米を飼料用に回してきましたけれども、先ほど御説明したように、8～11年産米の在庫数量が、もう2万トンを切るという状況になっております。これを受けて、今年の7月以降、その次に古い在庫米である12年度から14年度に輸入したミニマム・アクセス米から、順次、飼料用への販売を開始しております。年間30万トン程度を売却していくという考えです。これによって、少なくとも、在庫がこれ以上増えるということは抑えられるというふうに考えております。

それから49ページですが、WTO交渉について、前回3月部会で御報告した以降の状況として、49ページの④以下ですけれども、当初6月末の合意を目指して、閣僚会議もあったわけですが、そこでも合意に至らず、それから⑤ですが、7月のG8サミットで、1カ月以内に何とかまとめるようにというメッセージも出しましたが、結局、⑥のところですが、7月の下旬にG6で集まった結果、全分野の交渉を中断するという結論に至りまして、現時点では、交渉再開の具体的な時期、めどは立っていない状況でございます。我が国としては、引き続き、これまでの考え方に立って交渉が再開されれば臨んでまいりたいと考えております。

50ページ、米の輸出の状況ですけれども、(1)にありますように、引き続き、年間400～500トンの輸出になっております。一つ新しい動きとして、(2)の2段落目ですが、JA、全中、全農が、ことしの6月2日に成田空港の第2ターミナルの出国手続後の区域に「ぶらんどJA」という国産品の販売店舗を開店したという取り組みがございます。

最後に、需給見通しについて御説明をさせていただきます。

ちょっとページを飛ばしていただいて、53ページをお開きいただきたいと思っております。先ほどの検証結果の中で御説明しました53ページの左上に表があります。19年産に至るま

での、需要見通しの算定に当たってのウエートづけとかデータのとり方、これを 19 年産以降は 10 割と 6 中 4 にする。それから、その表の下の (3) のところになる書いてございますが、都道府県ごとに当年の需要見通しを上回って生産された数量は、該当する都道府県から個別に引くという 3 つの基本。

それに加えて、53 ページの右下ですが、需要実績の補正方法という技術的な論点があるかと思っております、これについては秋に向けて、この食糧部会場で御議論をいただきたいと思っております。

これは何かといいますと、1 ページめくっていただいて、従来から、こういった県別の目標数量あるいは 19 年産以降は需要量というのを情報として算定していくわけですが、下半分の方は基本としてお決めいただいております。要は、この 6 中 4 で、6 カ年のうち 4 年分の需要実績を使うんですが、その生データの補正を今までもやってきています。作況の補正というのと、従来は生産調整の達成・未達成補正というのをやってまいりましたが、要するに、作況の補正というのをしませんと、豊作県、不作県の変動が非常に多くなる。あるいは、豊作でよけいとれた県は、仮にそれだけ売れば、全部需要実績になるのかという論点がございます。

それから、作付に関する補正というのが右に書いてございますが、これも、需要見通しを上回った生産というのは翌年から差し引くわけですが、その差し引いた分が十分守られなかったとき、じゃ、作りたいだけ作れば、それが全部需要実績になるのかという論点が同様にございます。これは技術的細部として、秋に向けて御議論をいただきたいというふうに考えております。

その次に、55 ページに生の需要実績のデータの計算の仕方というのを書いてございます。それを受けた計算結果が 56 ページにございます。これは県別の、一番新しい、去年の 7 月から今年の 6 月までに、各都道府県ごとにどれぐらい販売されたかと。ここに入っているデータは、作況が豊作・不作の補正もしておりません。生のデータです。したがって、作況の補正はしていないんですが、区分出荷された数量というのは、生産量なり、在庫量からは除いてはいます。ただ、そういう補正前のデータということですので、最終的に、秋の需要見通しに使う数値というのは、また、これとは違ったものになります。その技術的細部の補正の仕方というのは、先ほど申し上げたように、秋に向けて御議論をお願いしたいと思っております。

最後の説明点になりますが、57 ページ。については、向こう 1～2 年の国の全体の需要量

の見通しはどうかということで、57 ページの右のグラフにありますように、従来から、8年産以降のトレンドを伸ばした形で推計をしています。今まで、食糧部会で御了承いただいた方法と同じ方法でやりますと、18年から19年にかけて、要するに、今年の7月から来年の6月にかけての需要量が843万6000トン、それから、そのさらに先1年、来年の7月から20年の6月までが835万トンと、引き続き、1%程度の減少の見込みという見通しになっております。これは速報値ですので、秋の11月に確定値を出させていただきます。

最後に、58 ページですが、その間の政府米の売買も含めた全体の需給見通しでございます。右上の表をごらんいただくと、先ほど御説明したとおり、6月末の在庫は官民合わせて260万トン、うち政府米が77万トンです。これに対する18年産米の生産量というのは、先ほどの見通しに即して、これは仮置きでございます。これから、この作柄はこの秋に出る。したがって、数字は当然変わってまいります。

それから、政府米の部分で77の下に40、それから、その2つ下に40とありますが、これは、40万トン政府米を今後買って、40万トンを販売するという意味ですが、これも去年同様に、全くの仮置きということでございまして、具体的には、秋の指針を決めるときに確定させていきたいというふうに考えております。

説明は、以上です。

国の方針編は、今説明申し上げたことと同様でございます。

○八木部会長 それでは、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に関しまして、御意見、御質問等をいただきたいと思っております。

なお、予定の時間が参っておりますけれども、時間の延長をお許しいただきたいと思っております。

藤尾委員、先ほどの事務局の説明でよろしいでしょうか。

○藤尾委員 はい。

○八木部会長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 資料の1ページ目を見ていると、コメの消費量の推移というものがずっと落ち続けてきています。新たな需給調整システムへの移行など、ある意味、後ろ向きの施策は、ここで大分ついてきたのかなというふうに思っています。ここからは、コメの消費をどういうふうにふやしていくのか、消費をどう反転させていくのかというのを、やはり真剣に考えていかないといけないのだろうなと思っています。

この基本指針の資料、いつも私、好きで見ているんですが、以前ですと、もう少し消費の

動向を細かく見ながら、米を売るんだぞという姿勢がひしひしと感じられたんですが、今回、随分あっさりしているなというふうに思っていて、やはりギヤチェンジを同時にかけていって、どう米の消費を増やしていくのかという施策を、もっと充実して打ち出してほしいなと思っております。

その意味からいくと、63 ページあたりが、ちょうど米の消費拡大に関連した項目になるのだろうというふうに思っているんですけども、食事バランスガイドを活用した啓発・普及、日本型食生活の普及というのはあるんですが、確かに、食事バランスガイドは、米も含めた栄養バランスを一人ひとりの消費者が考えていく重要なツールだと思うんですけども、果たして、それだけなのかなという気がしています。もう少し多様な形のアプローチがあってもいいのかなと思いますし、余り食育だけに頼り切って米の消費拡大というのも無理があるのではないかなというふうに思っているところです。

それで、世代別のところで、どこにターゲットを当てるのかというと、以前からずっとそうなんですが、米飯給食を中心としていて、ある意味、小学生だとかいうのは、縮小するマーケットは少子化の中で完全に縮小していくマーケットだというふうに思います。米飯給食が始まったときは、多分、今の1.2倍とか1.5倍ぐらい小学生がいたと思うのですが、もう既に減っていつているはずですね。ここを幾らふやそうとしても、縮小するものを維持することはできたとしても増やすことはできないだろう。

逆に、もう少しシニアな層、高齢者世帯に対して、どういうふうに米の消費拡大ができるのかということ、もう少し農水省としても真剣に考えていただけたらいいかなというふうに思っています。

生協なんかで調べていると、御飯をやめて、例えばパンに変わるのはいつかというふうに見てみますと、50歳ぐらいの、ちょうど子供が独立して家族人数が減る時期に朝食からパン食に切りかわるというケースが、結構多くあるようです。お米を炊いても食べる人も少なくなっている。御飯を作るときに、おかずも一緒に作らなければいけないという繁雑さの中から、やはりそういうふうになってくると思うんですけども、そういう世帯がこれからも増えていく中で、どういうアプローチをしていくのかというのは、もう少し検討する必要があるだろうと思います。

それから、生協なんかでは、よくお食事会というのをやっているんですけども、高齢者の方を招いてお食事を提供して、みんなで楽しく食事をするという場の提供をしていますが、高齢者世帯や高齢者単身者が増えていく中で、そういう御飯を中心としながら食事の場づく

りというものをどういうふうに考えていくのか、そんな施策も、ぜひあわせて考えていただきたいというふうに思っています。

政府米の備蓄も、本当に古いものがいっぱいあったのが随分なくなってきましたし、生産調整についても、生産者の方が主体で考えていくという意味で、ある意味、農政が大きく転換してきている中で、やはり生産者に対する一番の支援は、お米をいっぱい食べてもらえるような消費拡大にどうサポートしていくのか、そういうことだと思いますので、この施策も、あわせて御検討いただいて充実していただきたいと思っております。

以上です。

○八木部会長 横川委員、どうぞ。

○横川委員 いくつかのお話をしたいと思います。

まず、加工米について、もっと注目すべきだと思います。お米の消費量は減少が続いているのに加工米は伸びています。私どもの外食業界では、チャーハンとピラフと味付ごはんと雑炊と朝がゆなどがありますが、ごはんに関する商品開発が続いています。私は繰り返し申し上げておりますが、白い御飯で売ることを考えているだけでは消費減が止まらないんですね。ここはやはり、しっかりと対策を立てて、もっと売っていくということを考えないといけないと思います。ごはんを食べておかずを食べる時代から、おかずの間にごはんを食べる時代になっていくとも言われています。ですから、加工米の推進については、販売や商品開発まで含めてご検討をいただきたい。

また、外食でのごはん比率は、私共の店ではごはんとパンの数の売れ方は9対1ということとで30年余りほとんど変化がありません。それなのになぜ、家庭では落ちているのかということについて、もう少し追求しなければいけないと思います。例えば、無洗米の浸透により、主婦の方が楽で便利になって炊く頻度が増えて、落ち方が鈍化してきた、そんなこともあるのかもしれませんが、いずれにしても、業務用では減っていないのに、家庭用では減っているということの原因追求が必要ではないかと思えます。

次に、業務用米についてです。だいたい200万トン余りが外食の消費分ですが、その業務用対策が特にならない状況です。お米の消費量全体の3分の1以上を外食業界が扱っている割には、ここに何も手が入っていない。米の流通は小売業流通から来ていますが、流通システムの時代変化に国が対応していないのではないかと思うのです。

制度の面では、今後の新しい入札や販売の中では、検査をもっと強制していただきたい。使う側の立場では、流通の自由は大歓迎ですが、きちっと検査を受けることが最重要ですの

で、検査をして販売をするということを義務に近い形とする、そんな考え方はいかがなのか、一度ご検討いただきたいし、議論もしていただきたい。

最後に食味やブレンドの件です。食味値はブレンドすることもあります、76とか78と数値化されたものは一つの目安となりますし、ブレンドによって高い食味を維持することもあります。産地品種中心に物を売るといった売り方が本当にいいだろうか。おいしいのに売れないものも出てくるとすれば、専門家がおいしく売るためにブレンドをして、そして食味値で出していくという売り方もあると思います。

さっきのグラフの中に、ブレンド米が見直されているというのがありましたが、ブレンド米の生産地と品種をきちっと書いたから売れているのだと思います。ですから、どうやったらブレンド米が売れるかということを含めて、売り方に対する研究をもっとする必要があるのではないのでしょうか。

たくさん申し上げましたが、ぜひご検討いただきたいと思います。

○八木部会長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 今、横川さんからもお話がありましたが、8ページの米の検査の状況が出ていますけれども、これは今の検査の方法といいますか、検査体制というのは、昔は段階が、たしか5等までであったような気がして、これが3等まであって規格外というふうに、玄米の品質の検査そのもののやり方というのは、旧態依然として変わっていないわけですね。我々生産現場から言わせてもらいますと、いわゆる15%前後水分があつて、見た目がよければ、これは1等になるんですよ。食味が60であろうと。それが全然、食味とか、そういうものが考慮されていない今の玄米の検査体制がこれでいいのかどうか。1等米であっても、買ってみたら全然おいしくないという米があつたりする。

そのところは、今、横川さんも話したように、小売・流通の段階では、へたな1等米よりもおいしい3等米の方が欲しいという卸の人もあるわけですよ。特に、今、カメムシなんかが問題になっていますが、少しカメムシの斑点がついて、これが2等になる。こういうのが、むしろ先に売れていくんですね、生産現場では。だから、その辺のところの玄米の検査のやり方といいますか、いろいろな食味も加味した、ほかのもろもろのよさも加味した本当の1等米、2等、3等というふうな格付の仕方を今後、やはり考えてもいいんじゃないかというふうに思います。

○八木部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ここまで御審議いただきました米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針案

につきましては、事務局の提案でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八木部会長 ありがとうございます。

それでは、食糧部会として、事務局案について了承したいと思います。

## そ の 他

○八木部会長 引き続きまして、「18年産米の政府米の買入れ方式」及び「18年産米の現時点における生育状況」につきまして、事務局の方から報告をお願いします。

○高橋計画課長 最後、簡潔に、一番下に参考資料3、4、5とありますが、そのうち、参考資料の3と4について、ちょっと分担をして御報告をさせていただきます。

まず、参考資料3の政府米の買入れの考え方、実は、16年産以降、入札で政府米を買い入れるようになってから、この7月の食糧部会で、毎年、政府米の買入れの考え方について御報告をさせていただいております。18年産も若干変更いたします。

資料の2枚目を先にごらんいただきたいと思うのですが、16年産、17年産、18年産、枠で囲って「案」とありますが、比較しています。これは何かといいますと、要するに、政府米40万トン買うなら買うときに、いろいろな産地銘柄に枠を割り振って、それで、その枠を基準にして買入れをしています。その枠の割り振り方なんです、産地銘柄ごとの。16年産は、出回数量比8割、それから、15年産以前の政府買入実績2割でスタートしました。それで、17年産はセンターの上場計画数量を入れまして、センターで取引されるものほど厚く買い入れる、そういう市場の状況を反映するようにしました。

ただ、17年産は、アンダーラインを引いてありますように、上場計画でして、落札実績ではないです。18年産は、センターのルールも変わりました、通年で上場を必ずしもしなくてもいい、それから、16年、17年とセンターで上場した実績というのが2年間積み上がりましたので、そういったものを使おうということで、18年産の政府米の買入れは、ここにありますように、センターの落札実績を18年産、これから行う落札実績を2割、それから、過去の2年間のものを3割ずつという計算式で産地銘柄ごとの枠を設定したいと思っております。

さらに、その下ですが、19年産の買入れに向けた検討方向として、来年は、このセンターの落札実績数量比を19、18、17と1年ずつスライドさせるとか、それから、16年、17

年に実際に政府米が売れた銘柄に応じて買入を行うとか、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

その他買入時期なり予定価格については、1枚目の3番目、4番目に書いてございますが、買入時期は12月以降、2回以上に分けてと。それから予定価格については、センターの取引価格だけではなくて、今後、農林水産省が売り手から相対取引価格を報告徴収するという部分も出てきますので、それらを基準にして、必要のない経費を控除するなりスケールメリット、要するに、政府米の買入れというのはロットが大きいですから、それに応じた買入価格を設定するなりということを進めてまいりたいと考えております。

○八木部会長 農村振興課長、どうぞ。

○竹森農産振興課長 それでは、お手元に参考資料4があるかと思えます。ちょっと見ていただければと思えます。

そこで、まず1ページ目に気象動向が書いてございます。上が気温でございます。気温も、ことしは6月上旬、それから、7月の中下旬に低い状況が見られたのですが、ほかは、ほぼ平年並みに推移をしている。

他方、日照時間の方、下の棒グラフですけれども、全国的に少ない状況が続いております。

こういう状況の中で、次のページを見ていただければと思えます。これは都道府県からの聞き取りによる情報でございますけれども、7月15日現在の生育状況というのが出ております。むしろ、対平年の遅速というところを見ていただければわかるように、遅れたものだと、九州で9日ぐらいおくられている。全般的に5～6日遅れているという状況でございます。ただ、天候が回復しているということで、全般的には回復傾向にあるわけですが、ただ、その下に生育ステージと低温・日照不足の影響というものがございます。特に東北、北日本が、実は現在、減数分裂から穂ばらみ期といえますか、非常に低温の影響を受けやすい時期になっておりまして、ここ2～3日、特に東北で言えば、青森、岩手、宮城では低温注意報等が出ておりまして、非常に注意しなければいけないという状況になっております。ただ、全般的な傾向としては、週後半には天候は回復する。

それから、その次のページを見ていただければと思うのですが、7月25日に気象庁が、前半3カ月予報を公表しているわけですが、これで見ますと、これからの3カ月というのは、気温は全国的に平年並みか高い、それから、降水量は平年並みと予想されているということで、今後の天候回復に期待をしたいというところで、今後も気象と生育の状況には、十分留意してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○八木部会長 ありがとうございます。

## 閉 会

○八木部会長 本日は、活発な御議論をありがとうございました。

本日の議事につきましては、議事録として整理し、公表することになります。その整理につきましては私に一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八木部会長 ありがとうございます。

次回の食糧部会につきましては 10 月に開催し、米の作柄を踏まえた需給見通し等を中心に御審議いただくことを予定しておりますが、具体的な日程につきましては、事務局から皆様の御都合をお伺いした上で、追って御連絡を申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。

最後に、私事でございますが、平成 13 年 10 月から 4 年 10 カ月にわたり食糧部会長を務めさせていただきましたが、審議会委員の任期が通算 10 年を迎えることから、来月には本審議会の委員を退任する予定となっております。そのため、当部会への出席は今回が最後ということになりました。

委員の皆様を初め関係者の方々には、長期にわたり大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

—了—